附 則

(適用時期)

第一 条 この告示 は、 平成三十一年三月三十一 日 から適用する。

(農業: 協 同 組 合 等 \mathcal{O} 自 己 資本 \mathcal{O} 充実 \mathcal{O} 状況 等 に 0 1 て \mathcal{O} 開 示 事 項 \mathcal{O} 部 改 Ē に 伴う経過 措 置

第二条

第

条

0)

規定による改

正

後

 \mathcal{O}

農

業協

同

組

合

等

 \mathcal{O}

自

己資

本

 \mathcal{O}

充実

 \mathcal{O}

状

沉等

に

つ

1

7

 \mathcal{O}

開

示

事

項

(以 下

この条に お いて 「新農協告示」 という。 第二条第三項の規 定、 同条第四項及び第五 項 (新農協 告 示 第四

条第一項におい て準用する場合を除く。 0 規定 並 び に新農協告示第二条第五 項 (新 農協告示第四 条第

項に お 1 7 準 甪 す る場 合を除く。 に 規定 す る 別 紙 様 式 第 号の二は、 この 告 示 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 日 (以 下 適 用

日 とい う。 以 後に 終 了す る 事 業 年 度に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 · 成 に つい て適用 Ļ 適 用 日 前 に 終了 た 事 業

年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農協告示第三条第三 一項の 規定、 同 条第 匹 項 及び 第五 項 (新農協告示第四 [条第二] 一項に、 お V て準 用 する場

合を除く。 \mathcal{O} 規 定並 び に 新 農 協 告 示 第三条 第 五 項 (新 農 協 告 示第四 条 第二 項 に お **(**) 7 準 用 する場 合 を除

に規定す Ź 別 紙 様 式第 号の二は、 適 用 日 以 後に 終 了 す る連 結会計 年 度 (連 結 財 務 諸 表 \mathcal{O} 作 成 に係

る 期 間 を いう。 以下 同 ľ に 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 定っ *(*) 7 適 用 適用 日 前 に終 了 た連結会計 年度に

係 る説 明 書類 0 作 成に つい て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

3 新 農協 告示第 匹 条第 項に お 1 て準 用す Ź 新農協力 告示第二条第 匹 項 及び 第 五 項 \mathcal{O} 規定、 新 農 協 告 示 第 兀

条第 三項 E お 1 7 潍 用 す る新 農 協 告 示 第三 条 第四 項 及 び 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 並 \mathcal{U} に 新 農協 告 示 第 兀 条 第 項 に お

1 7 潍 用 す Ź 新 農 協告 示 第二 条第五 項 及び 新 農 協 告 示 第 兀 条 第 項 に お 1 て 潍 用 す る 新 農 協 告示 第三 条 第

五. 項 に規定す る別紙様 式 第一 号の二 は 適 用 日 以後に終了する半期 <u></u>回 月 か 5 九月 まで 0) 半 期 を 1 う。 以

ては、なお従前の例による。

下

同

Ü

に係

る

説明

書

類

 \mathcal{O}

作

成に

つ

V)

7

適

用

し、

適

用

日

前

に

終了

L

た半

期

に係る説

明

書

類

 \mathcal{O}

作

成

に

つい

漁 業 協 同 組 合 等 \mathcal{O} 自 己 資 本 \mathcal{O} 充実 \mathcal{O} 状 況 等 に 0 1 7 \mathcal{O} 開 示 事 項 \mathcal{O} 部 改 I に 伴う 経 過 措 置

第三条 第 条 \mathcal{O} 規 定に よる改 正 後 \mathcal{O} 漁 業協 同 組 合等 \mathcal{O} 自己資 本 \mathcal{O} 充実 \mathcal{O} 状 況 等 に 0 1 7 \mathcal{O} 開 示 事 項 (以下

この 条 12 お 1 7 「新漁 協 告示」 という。 第二条第三項 \mathcal{O} 規 定、 同 条 第 兀 項 及 び 第 五. 項 (新 漁 協 告 示 第 兀

条第 項 に お 1 て 潍 用 す る場 合を除く。 \mathcal{O} 規 定 並 び 12 新 漁 協 告 示 第二 条 第 五. 項 新 漁 協 告 示 第 兀 条 第

項 E お 1 7 準 用 す る場合を除く。 に規定す る 別 紙 様 式 第 号の二は、 適 用 日 以 後 12 終 了 す る事 業 年 度に

係 る説 明 書 類 0 作 .成に 0 **\ 7 適 用し、 適用 日 前 に終 了 た事業年度に 係 る説 明書 類 \mathcal{O} 作 成 に つい 7 は、 な

お従前の例による。

2 新 漁 協 告示第三条第三 一項の 規定、 同 条第 四 項及び第五 項 (新 漁 協 告 二示第四 条第二項に お 7 · て 準 用する場

合を除 \mathcal{O} 規 定 並 び に 新 漁 協告 示 第三条 第 五 項 (新 漁 協 告 示 第 匝 条 第二 項 に お 1 7 準 用 す る 場 合 を

<_ に 規定す る 別 紙 様 式第 号の二 は、 適 用 日 以 後に 終 了 す る 連 結会計 年 - 度に係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に

1 て適 用 適 用 日 前 に 終了 L た連 結会計年 -度に係る る説明書 類 \mathcal{O} 作 成に 0 V) て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 新 漁 協 告 示第 匹 条第 項に お 1 7 準 用す る 新 漁 協 告示第二条第 兀 項 及 び 第 五. 項 \mathcal{O} 規定、 新 漁 協 告 示 第 兀

条第二項 に お 7 7 準 用 す る新 漁 協 告 示 第三 条 第四 項 及 てバ 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 並 び に 新 漁 協 告 示 第 兀 条 第 項 に な

1 7 準 用 す る 新 漁 協 告 示 第 条 第 五. 項 及び 新 漁協 告 示 第 匹 条 第 項 に お 1 7 潍 用 す る 新 漁 協 告 示 第三 条 第

五. 項 に規定する別 紙様 式 第一号の二は、 適 用 日 以後に終了する半期 E 係 る説 明 書類 \mathcal{O} 作 成 12 つ V) て適 用

適 用 日 前 に終 了 L た 半 期に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に つい 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

第四 強 化 条 に 関 第 す Ź 条 法 \mathcal{O} 規 律 施 定 に 行 規 ょ る改 則 附 則 正 第三十 後 \mathcal{O} 農 -条 第 二 林 中 央 項 金 第二十 庫 及 び 匹 特 号 定 \mathcal{O} 農 規定 水 産 に 業 基づ 協 同 き金 組 合 等 融 に 機 関等 ょ る を定 信 用 め 事 る件 業 \mathcal{O} 再 (以 下 編 及 75

編 平 新 規 \mathcal{O} 示 \mathcal{O} 定 再 第七号) 成 強 規 規 並 編 化 定 定に基づき、 び に 年 告示第二十五条に 強 -金融庁: に 基 化告示」 · 新 づ (以 下 き、 再 告示第 編 強化 自己 という。) 自己資本の 新 告 資 自 号) おい 己資 示第二十三条にお 本 \mathcal{O} 第二十三条にお 第 て 本 充 充実の状況等に 準 開 実 一用す 条 示 \mathcal{O} 告示」 状 \bigcirc うる新 規定 況等 という。 自 12 **(**) に よる改 [己資· て準 つ 7 0 1 て準 1 本開 7 甪 7 するが 正 金 金融庁長官が 用する銀 第十 示告示 後 融 新 庁 \mathcal{O} 条第三 自 銀 長 第十 己 官 行 行 法施 資 法 が 施 別 本 項 別 --- 条 に定 開 に 行 行 \mathcal{O} に . 定 規定、 規 示 規則第十九条 則 告 める事項等 お \Diamond 第 示 る 7 て準 十 第十条第 事 同 条第 項 九 甪 条 平 する場合を除 の二第一 の二第 兀 \mathcal{O} -成二十 五. 項 部 項 及び を改正、 (新 項 第 第 六 項 第 五. 再 年 す 編 金 項 五. 五 んる件 一号ニ等 |号二: 強 融 (新 化 庁 告 \mathcal{O} 再

别 前 示 第二十 に 紙 終 様 了 式 第 五. L た事 + 条 に 号の二 業年度に お 1 7 は 準 係る説 用 適 す る新自 用 明 日 書 以 類 後 己 資 \mathcal{O} に 終 作 本 成 了 開 につ す 示 告 る V) 事 示 て 第 業 は、 年 + 度 な に 条 係 12 お 従 る お 説 前 1 7 \mathcal{O} 明 例 書 準 に 用 類 ょ \mathcal{O} す る る場 作 成 合 に を除 0 7 て く。 適 用 に 規 適 定 用 す H

び 合を除く。 第 新 五. 再 項 編 強 新 化告 \mathcal{O} 再 規定並 示 編 分第二十 強 化 \mathcal{U} 告 -四 条 に新 示第 再 <u>一</u> 十 に お 編 五. 強 1 化 条 7 告示第二十 準 に 用 お す 1 る新 て 淮 匹 自 用 条に 己 す 資 る 本 お 新 開 1 自 己 7 示 告 準 資 用 本 示 す 開 第十二条第 る 示 新 告 自己 示 第 十三条 資本 三項 開 \mathcal{O} 示告示 規 12 定、 お 1 第十二条第五 同 7 潍 条 用 第 匹 す る場 項 及

2

項 (新 再 編 強化告示第二十 ·五 条 に お 1 て準 用 する新 自己 資本 開 示告示第十三条にお 7 て準 用する場合を除

く。 に 規定する る別 紙 様 式第 + 号 の二は、 適 用 日 以 後に 終了する る連 結 会計 年 度に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成

つい て 適 用 Ļ 適 用 日 前 に終了 L た連 結会 計 年 一度に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 () て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 よる。

3 新 再 編 強 化 告 示 第二十 十五 条 に お 1 7 準 用 す る 新 自 己 資 本 開 示 告 示 第 十 条 に お 1 7 準 用 す る 新 自 資

開 示 告 示 第十 条 第 兀 項 及 \mathcal{U} 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 並 び に 同 項 に 規定す る 別 紙 様 式 第十 号 **の** 二 並 び に 新 再 編 強 化

示第二十 五 条に お いて 準 用する新自 己資本 開 示告示答 第十三条に お 1 て 準 用す る新 自 己資· 本 開 示 告 示 第 十 二

条第 匝 項 及 び第 五 項 \mathcal{O} 規 定 並 び に同 項 へに規定さ す Ź 別 紙 様 式 第十 号 **の** 二 は、 適 用 日 以 後に 終了す る 半 期 12

係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に つ ** \ て 適 用 適 用 日 前 12 終 了 L た半 期 に係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 . 成 に つ ١ ر ては、 なお 従

前の例による。